## 長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第6項に基づき、長野市長から措置を 講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年8月25日

長野市監査委員西 島勉同榊 原剛同小 林 義 直同寺 沢 さゆり

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度

包括外部監査 分

指摘事項		当初措置 (22年度)	令和元年度の措置状況	担当課
(1)不法占拠等されている財産 (ウ)建物、構築物等	【大字平柴1】(報告書40ページ) 最大の問題は契約がない状態のまま、無償使用状態が相当期間継続している点。平成15年度調査により特定され、それまで公有財産台帳が無かったため、平成15年当時に揃えることができた資料以外その経緯を示す資料が存在していない。 昭和35年以降、現地がどのような状態であり、どのような経緯で上記家屋が建設されたのかが不明であるが、明確なことは市民負担の公平性を欠いていることである。平成15年調査後、問題の対応ができていない市有地の中でも最も問題の大きい市有地のひとつで、早急な対応が必要。	から、過去の文献調査や関係者に聞き 取り調査を行うなど事実確認を行っている。		管財課
2 公有財産に関する個別問題(4)長野市財務規則準拠に関する問題点(第141条(境界の確定)に規定する境界確定の未実施	【旧大岡村末調査財産①、③、⑤、⑥、⑧】(報告書74ページ) 下記については対応が必要である。 ・市有地が未登記の可能性があるもの(①)。	①市道大岡樺内児玉橋線は、昭和50 年頃新設し、平成2年頃過疎法適用の 県代行事業により拡幅工事が実施され た。 指摘された敷地の未登記の理由については、調査中であり、現在相続が発生 している。よって相続後、地権者と折衝 し、分筆を行い、所有権を長野市に移 転する。	印鑑証明書の提出が困難であった相続 人が令和元年お亡くなりになったため、 その相続人から登記に必要な相続書類 が提出され、長野市への所有権移転登 記が完了した。	大岡支所 (監査当時の担 当課:監理課 H27から所管変 更)
	【若槻団地残地、大豆島東団地残地】(報告書112ページ) 平成13年10月に公表された平成12年度の包括外部監査の結果に対する措置で、小規模土地の管理の基準を平成13年度中に策定とあるにもかかわらず、いまだに基準が策定されていないのは問題である。また若槻団地及び大豆島東団地残地については賃貸契約を締結していない。契約を締結する必要がある。			管財課